## 12項目 解雇・雇止め

# 解雇された場合どうしたらいいのでしょうか?

クビだよ。明日 から来なくて いいよ。



理由は何ですか? 何日付けの解雇 ですか? 文書でください。

- ・解雇理由や解雇日を書面でもらうとともに、「就業規則(pll 参照)」の決まりを確認し、本当にあてはまるのか考えましょう。
- ・不当な理由による解雇だから解雇撤回(取り消すこと)を求めたいなどの場合は、会社に意思表示をする、相談機関(p38参照)に相談するなどの対応が考えられます。
- ・ただし、あなた自身が何を求めるかを考えることが大切です。 (例:不当な理由による解雇を取り消してもらう、退職してより良い 会社を探す、など・・・)

#### 解雇とは?

会社が一方的に労働者を辞めさせることです。

解雇は「客観的に合理的で社会通念上相当な理由」がなければできません。

⇒「社会の常識にかなった納得できる理由」でなければ解雇はできません。

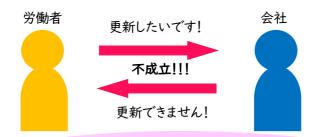
※期間の定めのある契約(契約社員など)の場合、その期間は、労働者と 会社双方で「その期間働きます・雇います」という約束をしています。

よって、会社からの一方的な解雇は約束違反となり、例えば、「会社が災害で事業を続けられない」、「労働者が会社のルールをわざと守らなかった」等の「やむを得ない理由」がなければ解雇できません。

また、会社は解雇をする日より30日前までに労働者に予告をする必要があります。 予告がない場合は(30日-解雇日までの日数)分の平均賃金(1日あたりの賃金の 平均)を支払う必要があります。

#### をといる。

期間の定めのある契約(契約社員など)で働いている労働者が、契約の期間が終わる時に、次の契約を新たに結びたい(更新したい)と会社に申し込んだにもかかわらず、会社が更新を断ること。



会社は更新するか、しないかを決める「基準」 を労働者に示さなければなりません。

#### 13項目 退職

# 「辞表」「退職届」「退職願」のちがいって?



「辞義」や「邈離窟」は、「会社の意思とは関係なく、遠離する」という強い意思表示です。

会社の同意は必要ありません。 ただし、撤回(取り消すこと)も できないと考えられています。





「退職願」は「退職のお願い」なので、会社の同意が必要です。 会社が退職に同意する前であれば、撤回できると考えられています。

### まいしょく 退職とは?

労働者が自らの意思で、会社を辞めること。

## ▶期間の定めのない労働契約(正社員など)における退職

いつでも退職をすることができます。

表には、ここではうじ 退職の意思表示をした日から2週間経てば、労働契約が終了します。

会社の同意がなければ退職できないというものではありません。

| 就業規則(pl|参照)などに「退職の|か月前までに申し出ること」などの決ま りがある場合でも、2週間経てば辞められるのが原則ですが、円満に(争いなく) 退職したい場合は、会社のルールに沿って辞めるのが望ましいでしょう。

#### ◆期間の定めのある労働契約(契約社員など)における退職

原則、期間の途中では退職できません。

ただし、「やむを得ない理由(重大な病気やケガ)」がある場合は辞めること ができる場合があります。

約束した契約期間の途中で勝手に辞め、会社に損失を与えると損害賠償責任 が生じる場合もあります。会社とよく話し合い、竹満に退職しましょう。

なお、契約の期間が1年を超える契約で、働き出してから1年を超えた日以降 は、契約の期間に決まりがあってもいつでも退職できます。

# ポイント!! — 退職勧奨

たいよくかんしょう 退職勧奨とは、会社から労働者に「辞めてくれないか」と退職を勧める ことをいいます。

あくまでも「退職を勧めているだけ」ですので、断ることもできます。 がいる 解雇(p30参照)とは違うということを覚えておきましょう。

## 第4章 まとめワーク

下	の から適切な言葉を選んで穴埋めをしましょう!
Q١	解雇とは、 が一方的に を辞めさせることです。
Q2	雇止めとは、期間の定めのある契約で働く労働者が、契約期間終了時に、 契約の を申し込んだにもかかわらず、会社が更新を断ることです。
Q3	労働契約は、いつでも退職することができます。 会社の がなければ退職できないというものではありません。 <b>☞</b> p33をチェック
Q4	労働契約は、原則、期間の途中では退職できません。 ■ p33をチェック
Q5	とは、会社から労働者に「辞めてくれないか」と退職を 勧めることを言い、労働者は ことができます。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

期間の定めのある / 断る / 労働者 / 会社 / 退職勧奨 期間の定めのない / 更新 / 同意



## ろうどうくみあい 労働組合

労働組合とは、労働者が働く上での権利を守った り、労働条件(給料や働く時間など)をより良い方向 に改めるために自主的に作る団体です。

会社と交渉(団体交渉)をする中で、会社と労働 組合で取り決め(労働協約)を結ぶこともあります。



## チェック!

:労働組合を結成する権利

だんたいこうしょうけん だんたいこうしょう! 団体交渉権:団体交渉を行う権利

! 団体行動権:要求実現のために、団体で行動

(ビラ撒きやストライキなど)をする

権利